



**Nisshin West  
High School**

愛知県立日進西高等学校



# 日進西高等学校 生徒会会則

## 第1章 名称

- 第1条 本会は愛知県立日進西高等学校生徒会と称する。

## 第2章 目的

- 第2条 本会は会員が相互に協力して、校訓「自啓自発」の精神にのっとり、明るく活気のある校風の確立につとめる。また積極的に学校行事に協力し、規律ある中で充実した学校生活の確立をはかる。

## 第3章 会員

- 第3条 本会の会員は愛知県立日進西高等学校全生徒とする。

## 第4章 組織

- 第4条 本会は目的達成のため次の組織をもつ。
  - 生徒会役員会
  - 生徒議会
  - 常任委員会
  - 選挙管理委員会

## 第5章 生徒会役員会

- 第5条 本会は次の役員を置き、生徒会役員会を構成する。
  - 会長 1名：生徒会を代表し、生徒会の活動を統括する。
  - 副会長 1名：会長を補佐し、会長不在または会長が職務を遂行できない場合に会長の代行をする。また、部長会議の長になる。
  - 書記 2名：生徒議会の議事を記録し、その他本会に関する書類の作成及びその管理にあたる。また生徒会全般の事務を担当する。
  - 会計 2名：会計に関する事務を行う。ただし金銭の出納には関与しない。
- 第6条 会長、副会長、書記2名、会計2名は会員の選挙によって選出する。
- 第7条 生徒会役員選挙は選挙管理委員会がこれにあたる。選挙管理規則は別に定める。

- 第8条 会長、副会長、書記2名、会計2名のいずれかに立候補がない期については、議員の中で互選し、議会の承認を得る。
- 第9条 生徒会役員に選ばれたホームルームは、議員を再選する。その場合、ホームルームの他の委員が議員を兼任してもかまわない。
- 第10条 役員の任期は前期・後期に分け、前期は4月から9月まで、後期は10月から3月までとする。ただし、各期とも次期の役員が全員、選挙にて選出もしくは、選挙でそろわなかった場合は議会で承認されるまでとする。
- 第11条 生徒会役員会は、生徒会活動の全般について企画・運営・調整及び議案の提出を行い、これを処理する。なお行事に際して、各委員の協力が必要な場合は、関係委員会の長の出席を依頼することができる。

## 第6章 生徒議会

- 第12条 生徒議会は生徒会の活動全般にわたって審議する。
- 第13条 生徒議会は生徒会役員及び各ホームルーム2名ずつの議員をもって構成する。なお行事に際して、各委員会の協力が必要な場合は、関係委員会の長の出席を依頼することができる。
- 第14条 議員の任期は前期・後期に分け、前期は4月から9月まで、後期は10月から3月までとする。
- 第15条 定例生徒議会は原則として前・後期各2回開かれるものとし、必要に応じて臨時生徒会を開くことができる。
- 第16条 生徒議会は議員総数の3分の2以上の出席により成立する。
- 第17条 議長・副議長は議員の中から選出され、議会を司会し、円滑な議会運営にあたる。
- 第18条 議会の議事は、出席議員の過半数によってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第19条 生徒議会運営規則は別に定める。

## 第7章 常任委員会

- 第20条 常任委員会は議員をもって構成し、生徒会役員会と連絡調整を図りながら生徒会活動を運営することができる。
- 第21条 常任委員会は次の組織に分かれる。
  - 文化常任委員会
  - 生活常任委員会
  - 厚生常任委員会
  - 体育常任委員会